

広島県・島根県観光連携協議会富裕層向けツアー造成及び販売等業務 審査評価基準

選定基準	評価項目	評価方法	評価者		
			点数	係数	評定点
事業に対する基本的な考え方	本業務の仕様書や要領に記載の目的や内容を十分に理解した内容となっているか。	5段階	5	2	10
提案内容 (富裕層向けツアーの造成及び販売)	選定した観光プロダクト及びコースが、仕様書に定める誘客ターゲットの興味関心に沿ったものとなっているか。また、プロダクトは高付加価値な体験が含まれ、一般的な旅行との差別化が図られた魅力的なものであるか。	5段階	5	4	20
	モニターツアー参加者は、本業務のターゲットの興味・関心に精通した者が選定されているか。	5段階	5	2	10
	販売促進にかかるプロモーションが、仕様書に定める誘客ターゲットに効果的な手法となっているか。	5段階	5	2	10
提案内容 (観光プロダクトの磨き上げ)	将来的に商品造成に繋がる可能性のある魅力的な提案となっているか。	5段階	5	4	20
業務の実施体制	実施体制が構築・整備されていることに加え、発注側との綿密かつ柔軟な調整が可能な体制となっているか。円滑に業務の進行が可能なスケジュールであるか。	5段階	5	1	5
類似業務の実績	本業務に類似した業務実績や専門知識を十分に有しているか。	5段階	5	2	10
事業の実施に係る経費	業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	5段階	5	1	5
総合評価	全体の提案内容は魅力的で実現性・妥当性があるか。	5段階	5	2	10
評 定 点 合 計					100

【評価表】

5	4	3	2	1
優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている